

土砂災害編

土砂災害(特別)警戒区域

京都府が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

土砂災害警戒区域とは…

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

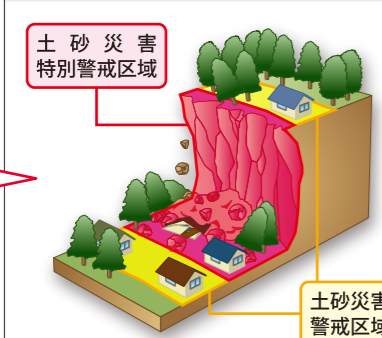
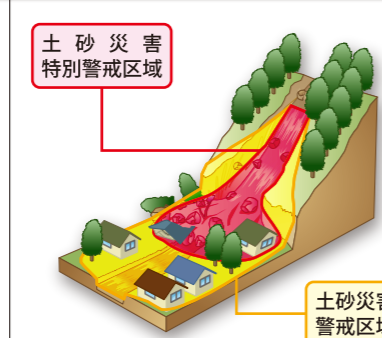
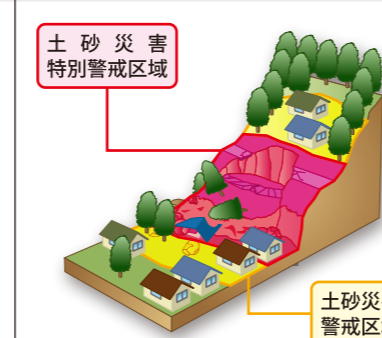
土砂災害特別警戒区域とは…

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制・建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害の種類と前兆現象

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れ・土石流・地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。土砂災害から身を守るためには、まず自分の家の周りに危険がないか確かめることが重要です。また、土砂災害には前兆現象があります。前兆現象を確認したら、速やかに避難するとともに、亀岡市(TEL:22-3131)へご連絡ください。

土砂災害の種類には、大きく分けて3つのタイプがあります。自分の周りではどのタイプの土砂災害のおそれがあるか確認しておきましょう。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	土石流	地すべり
 <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	 <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	 <p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>
<p>地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。</p>	<p>長雨や集中豪雨などによって、山や川の石や土砂が、大量の水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。</p>	<p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動き出すものをいいます。</p>

●土砂災害警戒情報とは



土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、土砂災害発生の危険度が高まったとき、京都府と京都地方気象台が共同で発表する情報です。土砂災害警戒情報が発表されたら避難情報を発令しますので、土砂災害に厳重に警戒し、安全な場所へ避難してください。また、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、地形や地質の条件により土砂災害が発生するおそれがあるため、その他の防災情報や土砂災害の前兆現象などにも十分注意しながら、早めに避難行動をとってください。

▼土砂災害の危険度情報は、京都府がインターネットで公開している「京都府土砂災害警戒情報」で確認することができます。

京都府土砂災害警戒情報

<https://d-keikai.pref.kyoto.jp/Top.aspx>



土砂災害から身を守るポイント

- 1 住んでいる場所が「土砂災害(特別)警戒区域」かどうか確認してください。
- 2 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意してください。
- 3 危険を感じたら早めに避難してください。



亀岡市では、各地域に避難所を指定しています。今回、避難所を見直し一覧表を作成しましたので、常に見ることができる場所に保管しておきましょう。また、万一の災害に備えて、お近くの避難所を確認しておきましょう。

●避難施設・避難場所の種別…避難施設・避難場所は、目的に応じた種類があり、それぞれ開設する時期などが異なります。

指定緊急避難場所

災害が発生した時に災害の危険から緊急に逃げるために、必要に応じて亀岡市が開設する場所です。災害の種類によっては避難ができない場合もあるので、注意が必要です。また、自治会館などは、災害の発生に備えて自主避難することもできます。

指定避難所

災害が発生した時に被災者が一定期間滞在するために、必要に応じて亀岡市が開設する施設です。

一時避難施設・避難場所

余震などの二次災害に備えて、住民のみさんが一時的に自主避難できるよう、地元自治会などが自主的に開設する施設(場所)です。

広域避難場所

避難施設(場所)に延焼火災などの危険性が発生した場合や、大規模な災害で多くの収容力が必要な時に避難する場所です。

臨時避難所

指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合に備えて、民間施設などに対して提供を要請して開設する施設です。

福祉避難所

避難生活に何らかの特別な配慮が必要で、指定避難所での生活が困難な避難者が避難生活を送ることができるように、市内の福祉施設に対して開設を要請する施設です。

指定緊急避難場所・指定避難所 (赤字の施設は、最も早い段階で開設する避難所です)

	施設などの名称	所在地	災害種別(※1)				電話番号
			洪水	がけ崩れ	土石流	地震	
亀岡地区	亀岡中学校[体育館]	内丸町13	○	○	○	○	22-0165
	亀岡小学校[体育館]	内丸町15	○	○	○	○	22-0155
	城西小学校[体育館]	余部町前川原46	○	○	○	○	24-3419
	ガレリアかめおか	余部町宝久保1-1	○	○	○	○	29-2700
	亀岡市役所市民ホール	安田野々神8	○	○	○	○	22-3131
東別院町	亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4	○	○	○	○	22-5576
	別院中学校[体育館]	南掛一ノ坪1	○	○	×	○	27-2354
	東別院小学校[体育館]	東掛岩脇9	○	×	×	○	27-2043
	東別院町公民館	南掛藤ヶ瀬3-1	○	○	×	×	27-2001
西別院町	東別院町ふれあいセンター	東掛一アーン15	○	○	○	×	27-3332
	西別院小学校[体育館]	袖原佃24	○	×	○	○	27-2201
	西別院生涯学習センター	袖原佃17	○	×	○	○	27-2214
	(別院中学校[体育館])	(東別院町南掛一ノ坪1)	○	○	×	○	(27-2354)
曾我部町	犬甘野児童館	犬甘野霜ノ下2,3,4	○	×	○	×	27-2532
	曾我部小学校[体育館](※2)	南条中荒水代1	○	○	○	○	22-0603
	曾我部町公民館	南条北荒水代4-1	○	○	○	×	22-0604
	(亀岡運動公園プール管理棟)	(吉川町吉田上河原24)	○	○	○	○	(22-8810)
吉川町	(南桑中学校[体育館])	(蔭田野町太田丸橋1)	○	○	○	○	(22-0612)
	吉川小学校[体育館]	穴川平田17	○	○	○	○	22-1210
	亀岡運動公園プール管理棟	吉田上河原24	○	○	○	○	22-8810
	亀岡運動公園体育館	曾我部町穴土割33-1	○	○	○	○	25-0372
蔭田野町	(南桑中学校[体育館])	(蔭田野町太田丸橋1)	○	○	○	○	(22-0612)
	南桑中学校[体育館]	太田丸橋1	○	○	○	○	22-0612
	蔭田野小学校[体育館]	佐伯源ノ坊18	○	○	○	○	22-0631
	蔭田野生涯学習センター	佐伯西ノ辻9-1	○	○	○	○	22-3840
本梅町	亀岡市立人権福祉センター	佐伯琴敷78-1	○	○	○	○	23-0582
	育親中学校[体育館]	中野和田山1-2	○	○	○	○	26-2007
	本梅小学校[体育館]	井手早田垣内23	○	○	○	○	26-3009
	ほんめ町ふれあいセンター(※2)	井手梅原3	○	○	○	×	26-3001
畑野町	畑野小学校[体育館]	千ヶ畑西山5	○	○	×	○	28-2753
	畑野町公民館	千ヶ畑西山5-1	○	○	×	×	28-2752
	(育親中学校[体育館])	(本梅町中野和田山1-2)	○	○	○	○	(26-2007)

(※1) 災害種別の欄が「×」となっている施設は、その災害が発生しているときは「指定緊急避難場所」として利用できません。近隣の施設を利用してください。
 (※2) 洪水は計画規模降雨(概ね100年に一度の降雨)を想定していますが、想定最大規模降雨時(概ね1,000年に一度の降雨)には、浸水区域に含まれるため、状況に応じて近隣の避難所への移動が必要な場合があります。